

厚生労働省北海道労働局発表平成29年4月26日

厚生労働省

担

当

北海道労働局労働基準部安全課

安全課長

工藤 英司

安全課長補佐

尾張 裕一

電話:011-709-2311(内3555)

死亡労働災害撲滅のため関係団体と緊急共同宣言を実施

~ 北海道労働局として初めての取組~

ひきち むつお

北海道労働局(局長 引地 睦夫)は、平成28年に発生した死亡労働災害が77人と前年に比べ12人増加、今年に入ってからも22人(4月24日現在)と前年同期に比べ6人増加し、死亡労働災害の多発に歯止めがかからない状態であることから、労働災害防止に取り組む主要団体及び行政による「緊急共同宣言」を下記により実施することとしました。さらに、緊急共同宣言を行った日から6月30日までの期間、一丸となり総力を挙げて死亡労働災害の撲滅に取り組むこととします。

- 1 日 時 平成29年4月28日(金)9時30分~10時00分
- 2 場 所 北海道労働局長室

札幌市北区北8条西2丁目 第1合同庁舎 9階

- 3 主 催 北海道労働局
- 4 出席者 北海道労働局 北海道労働局長、労働基準部長、安全課長 公益社団法人北海道労働基準協会連合会会長(予定) 建設業労働災害防止協会 北海道支部長(予定) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 北海道支部長(予定) 林業・木材製造業労働災害防止協会 北海道支部長(予定)
- 5 内容
 - (1) 緊急共同宣言
 - (2) 各団体からの決意表明 各団体が死亡労働災害の撲滅のため取り組む事項について、決意表明を していただく
- 6 その他
- ・取材の可否

冒頭より、局長室で写真撮影、カメラ撮影等可能。また、10時00分から別室で取材可能

・取材希望の方

北海道労働局労働基準部安全課尾張課長補佐あて、4月27日(木) 17時00分までに御連絡下さい。

労働災害による死亡者数を20%、死傷者数を15%以上減少させるために!

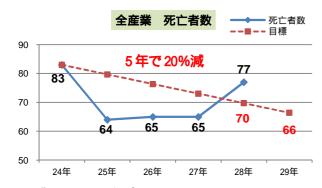
(第12次労働災害防止計画の最終年に向けて)

🗘 北海道労働局 労働基準部 安全課

北海道労働局では、第12次労働災害防止計画(平成25年度~29年度)に基づき、計画期間の5年間で、死亡者数を20%以上、休業4日以上の死傷者数を15%以上減少させる取組を進めています。

現状では、平成28年の死亡者数は、平成24年と比べ7.2%(6人)減少しておりますが、平成25年以降、60人台半ばであったものから、4年ぶりに70人台となり、死傷者数は6,000人台半ばで一進一退を繰り返しております。

このため、第12次労働災害防止計画の最終年度(平成29年度)の北海道労働局における取組内容を、 北海道内の各事業場・団体にお知らせし、一層の労働災害防止に取り組んで戴くことを目的として、本リー フレットを作成しました。





1 業種別の取組事項

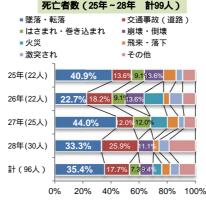
(1)建設業

「現 状]

4年間の合計をみますと、死亡者数、死傷者数ともに、「墜落・転落」によるものが、死亡者数の35.4%、死傷者数35.2%と最も多く、その内、足場等からが5割、はしご・脚立等からが3割、車両等からが1割となっています。

ここ数年は、足場以外からの墜落による災害が増加しているほか、建設機械等との接触、クレーン等の転倒 による災害も多く発生しています。







「取組]

墜落・転落災害防止対策

- ア 総括安全衛生管理、新規入場者教育、職長教育等の徹底
- イ 元方事業者の店社による安全管理の実施
- ゥ 足場及び足場以外(屋根・はり、建築物、はしご・脚立等)からの墜落・転落防止措置の徹底
- エ 「足場からの墜落・転落防止総合推進要綱」に基づく足場からの墜落・転落防止措置の徹底
- オ ロープ高所作業に係る安全対策の履行の徹底、ハーネス型安全帯の普及促進
- カ 木造家屋等低層住宅建築工事における親綱の設置、はしご使用時における安全ブロックの設置等の 普及促進

建設機械・クレーン災害防止対策、土砂崩壊災害防止対策

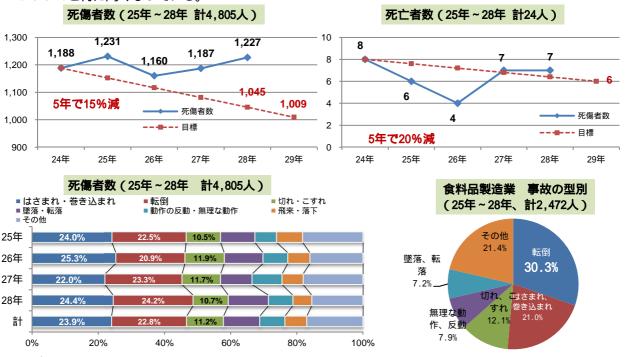
災害が増加する4月~6月の建設工事着工期、7月~9月の建設工事最盛期、10月~12月の建設工事追い込み期における、各期の特徴に応じた労働災害防止対策についての取組。特に5月25日から31日まで、10月25日から31日までを「建設安全の日」とし、それぞれの取組における対策の徹底の促進を図る。

(2) 製造業

「現 状]

死傷災害は、「はさまれ・巻き込まれ」によるものが最も多く発生し、この内、機械災害(食品加工用機械 及び一般動力機械、金属・木材加工用機械等にかかる災害)が半数を占めています。

製造業における死傷災害のうち半数以上(51.4%)を占める食料品製造業については、転倒の比率が30.3%と特に高くなっている。



「取 組]

機械災害への安全対策の徹底

転倒災害防止対策の推進

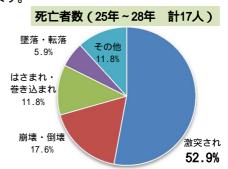
パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する雇入時の安全衛生教育の確実な実施

(3)林業

[現 状]

死傷者数は減少傾向にあります。しかし、死亡者数は減少しておらず、伐木作業中の発生が約3/4を占めています。特に、かかり木に激突されるものが多くなっています。





[取 組]

伐木作業における基本的な安全対策

- ア 労働安全衛生規則第477条に基づく措置の確実な実施
- イ 「かかり木の処理の作業におけるガイドライン」に沿った安全作業の徹底
- ゥ 「チェーンソーによる伐木作業等作業の安全に関するガイドライン」に沿った安全作業の徹底

(4) 陸上貨物運送事業

「現 状]

作業種類別の災害発生率は、荷役作業中が69.9%、運行作業中(交通労働災害)が8.4%と続いています。また、荷役作業中の死傷者数の71.7%が荷主等の事業場内で発生しており、「墜落・転落」、「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ(フォークリフト等)」、「動作の反動・無理な動作」によるものが多くなっております。死亡者数のうち、運行作業(交通労働災害)によるものは、25年1人、26年3人、27年4人、平成28年11人です。

なお、全国的には荷役作業における死亡災害の大半を5大災害(墜落・転落、 荷崩れ、 フォークリフト使用時の事故、 無人暴走、 トラック後退時の事故)が占めています。



[取 組]

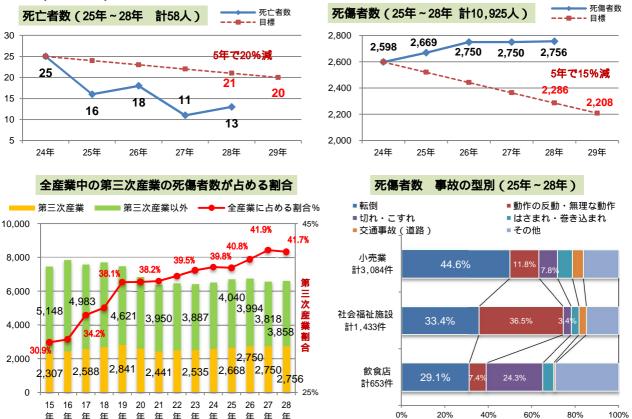
- 「荷役作業安全ガイドライン」に基づいた安全作業の徹底 ア 安全衛生教育の実施 イ 安全作業連絡書の活用 「荷役作業場所のチェックリスト」の活用
 - ウ 安全衛生協議組織の設置

(5) 第三次産業

交通労働災害防止の徹底

「現 状]

死亡災害は減少していますが、死傷者数は増加傾向にあります。事故の型別では転倒、動作の反動・無理な動作(主に腰痛)によるものが多く、特に小売業においては発生件数の44.6%が転倒災害です。



「取組]

安全衛生管理体制の整備(ガイドラインに基づく安全推進者の選任等) 安全衛生教育による、45活動(整理、整頓、清掃、清潔) 危険予知活動等の促進 パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する、雇入時の安全衛生教育の確実な実施 転倒災害防止対策の推進

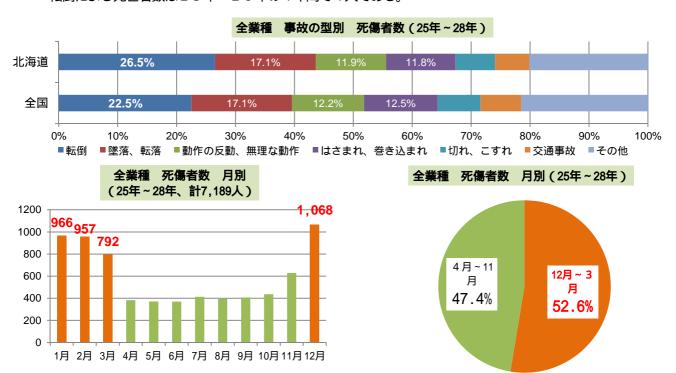
腰痛災害が多発している社会福祉施設における腰痛予防対策の推進

2 転倒災害防止(全業種共通の重点取組事項)

「現 状]

全死傷者数のうち、転倒災害の割合は26.5%であり、全国における発生割合よりも高くなっている。 これは、12月から3月の冬季間における発生が52.6%を占めていることから、冬季の積雪、路面等の 凍結による影響が大きいと考えられる。

転倒による死亡者数は25年~28年の4年間で4人である。



[取 組]

- 「STOP! 転倒災害プロジェクト」、「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動(12月~3月)」の取組
- ア 4 S 活動 (整理・整頓・清掃・清潔)の推進等による、職場環境の改善
- イ 転倒しにくい作業方法の確立、作業に適した靴の着用、転倒しないための靴選び
- ウ 事業場敷地内、駐車場、出入口、通勤経路等の滑り易い場所の確認と労働者への周知。通路等への 凍結防止対策(融雪剤、砂の散布等) 屋外や屋外に通じる階段へのすべり止めの設置等

厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」には、「交通労働災害の現状と防止対策」「STOP!転倒災害プロジェクト」「安全衛生優良企業公表制度」「第12次労働災害防止計画」「あんぜんプロジェクト」等の安全活動に役に立つ資料を掲載していますので、ご活用ください。

北海道労働局のホームページにも、労働災害防止に関するリーフレットを掲載していますので、ご活用ください。

【掲載場所】

北海道労働局ホームページ > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について

(H29.4)